

(2)事業所で保管する書類

事業所で保管する書類は次のとおりであり、都道府県知事の確認を受けること。

- ①検査管理体制
- ②開放検査実施要領
- ③開放検査基準
- ④補修基準
- ⑤開放検査結果の評価体制
- ⑥データの保管基準
- ⑦危害予防規程附属基準類

6. 3 申請内容に変更が生じた場合の措置

- ①変更届（様式5）
- ②変更明細書（様式6）

## 制定日

本技術資料の制定日は、2003年2月7日とする。

## 改訂日

本技術資料の第1回改訂：2008年11月26日